

(緑の募金による森林づくり活動の支援)

「緑の募金⁵²」は平成7(1995)年に制定・施行された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく寄附金募集の取組であり、法律に基づく取組となってから、令和7(2025)年をもって、30年の節目を迎えている。

令和6(2024)年の「緑の募金」には、総額約20億円の寄附金が寄せられた。寄附金は、①水源林の整備や里山林の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備及び保全、②苗木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア指導者の育成等の緑化推進活動、③熱帯林の再生や砂漠化の防止等の国際協力に活用されているほか、地震、台風、豪雨、山火事等の被災地における緑化活動や木製品提供等に対する支援にも活用されている⁵³(事例I-6)。

事例I-6 「緑の募金」を活用した山火事被災地への支援

「緑の募金」では、令和7(2025)年2月から3月にかけて岩手県大船渡市^{おおふなと}等で発生した大規模な林野火災を受けて、同年3月に「復旧支援使途限定募金」の支援対象に新たに「山火事」を追加し、林野火災の被害により失われた森林の復旧等を目的とした募金を受け付けている。

大船渡市においては同年7月に、森林ボランティア活動を実施している三陸森の会(青森県青森市)が緑の募金を活用して、登米町森林組合(宮城県登米市)と三陸中部森林管理署の協力の下、間伐材を使用した「組手什^{くでじゅう}注」を簡易収納棚として組み立て、林野火災で被災した34世帯の仮設住宅居住者に提供する支援活動を行った。仮設住宅の収納場所には限りがあることから、被災者から組手什の利便性に対して喜ぶ声が寄せられている。

緑の募金を運営する公益社団法人国土緑化推進機構は、今後も被災地の支援を継続していくこととしている。

注：釘やねじを使用せずに木材をはめ込むだけで棚等が組み立てられる加工木材。



三陸森の会等による組手什の組立て



仮設住宅に届ける様子



組手什(組立什器)

⁵² 森林整備等の推進に用いることを目的に行う寄附金の募集。昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」として始まり、現在は、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体として実施。

⁵³ 緑の募金ホームページ「災害復旧支援」